**平成２９年（フ）第５２号**
新潟県妙高市月岡１丁目５番24号　メゾンドウルマ　105号室
債務者　新保　雅永
1　決定年月日時　平成29年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

**平成２９年（フ）第１１８２号**
名古屋市中川区下之一色町字権野108番地の４　共愛の里
債務者　伊藤ふさ子
法定代理人成年後見人　青木　有加
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２４６７号**
大阪府高槻市明野町15番38号　石田グリーンハイム101号、前住所大阪府高槻市千代田町26番15号
債務者　居酒屋天草こと　宮本　惠子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２５４７号**
大阪府三島郡島本町山崎４丁目20番７－1001号
債務者　三谷　邦之
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２６８４号**
大阪市阿倍野区松崎町２丁目５番19号　グレン松崎204号
債務者　北村日志男
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２９０５号**
大阪市東住吉区中野３丁目９番19号　ビーバーハイツ針中野　502号
債務者　ブティックＲｉｎこと　田中チエミ
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２９４５号**
大阪市生野区巽東１丁目12番25―205号
債務者　渡辺かなえ（旧姓黄）
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３１７０号**
大阪市平野区瓜破東１丁目３番２―205号
債務者　八木　清志
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３２２５号**
大阪市阿倍野区北畠１丁目１番12号　吉井ハイツ５
債務者　堀池　國子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３２６９号**
大阪府茨木市永代町７番22号　カサ・リベルテ　403号
債務者　追田さゆり
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３３１３号**
大阪府東大阪市西岩田４－３－55ソレアード505、住民票上の住所大阪府東大阪市鳥居町５番５号
債務者　山口　早苗
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３３８９号**
大阪市住吉区苅田３丁目10番30号　レジデンス春日井　502号
債務者　髙橋　永子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３４５７号**
大阪市阿倍野区阪南町４丁目11番27号　アベノマンション301号、前住所大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目23番２号　ネスト天王寺301号
債務者　室田富貴子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３４６２号**
大阪市城東区森之宮１丁目３番317号
債務者　竹岡美代子
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３４６６号**
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目３番７－102号
債務者　木下美智雄
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３４６７号**
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目３番７－102号
債務者　木下　久惠
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第３４８２号**
大阪市都島区毛馬町２丁目11番32―323号
債務者　藤井　友紀
1　決定年月日時　平成29年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部